

# 静岡市SDGs宣言実施要領

## 1 目的

- ① 静岡市内の事業所・団体等によるSDGs活動を促進すること。
- ② 優良事例の発掘と横展開を図ること。
- ③ 静岡市内のSDGsの取組状況を測定し、国内外に向けて情報発信すること。

## 2 資格

以下の①～③の全てを満たす事業所・団体等

- ① 静岡市内に本店、支店又は営業所等を有する法人、団体、個人事業主、教育機関等であること。（下記補足参照）
- ② 暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- ③ SDGsを積極的に推進していること。

<補足>

- 小学校から高校までは学校単位で届出可能。
- 大学は学部単位又は部活・サークル単位で届出可能。
- 市内に複数の支店を有する企業は、本社又は市内支店の代表店舗がまとめて届出をお願いします。

## 3 届出方法（手順）

- ① 静岡市ホームページ内から「SDGs宣言書（様式）」をダウンロードし、必要事項を入力。
- ② 「LoGoフォーム（電子申請）へのリンク」にアクセスし、必要事項を入力  
のうえ、宣言書のデータを添付して届出。  
※SDGs宣言書は必ずExcelファイルでご提出ください。

## 4 届出期間

随時受付中

## 5 宣言後の取扱い

- 電子申請後、企画課にて内容を確認のうえ、受付又は差戻を行います。
- 受付後、2週間～1ヶ月程度を目安に、企画課から「SDGs宣言証」を交付します。
- 宣言書及び宣言事業所・団体等の一覧を静岡市ホームページ上で公表します。
- 毎年1月～2月末頃、企画課から「SDGs宣言達成状況報告書」の提出を依頼します。前年末までの目標に対する実績と翌年目標を報告していただきます。  
※初回の宣言書宣言日が1月～9月末の場合
- 本市実施事業への協力や他の宣言企業・団体の取組への協力依頼などを行う場合があります。（担当者様あてにメール等でご案内させていただきます）

問い合わせ先

静岡市企画局企画課 移住・事業推進係  
電話：054-221-1022

<静岡市ホームページ内 静岡市SDGs宣言事業について>  
[https://www.city.shizuoka.lg.jp/750\\_000146.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000146.html)

